

# 自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託仕様書(公募用)

本仕様書は、千葉県が委託する「自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

## 1 委託業務の名称 自転車乗車用ヘルメット着用率調査業務委託

## 2 業務目的

令和5年4月1日より、全ての自転車利用者の、乗車時のヘルメットの着用が努力義務となっているが、自転車乗車用ヘルメット着用率調査(R7.6 警察庁調査)では、当県の着用率は7.9%であり、全国平均(21.2%)よりも低い状況である。(全国ワースト4位)

本業務は、千葉県内54市町村の自転車乗車用ヘルメット着用率を把握するとともに、警察庁が令和7年12月に公表した「自転車の交通安全教育ガイドライン」や、現在策定中の第12次千葉県交通安全計画に基づき、県民の交通安全意識の定着と実施を図り、関係機関が一体となって自転車乗車用ヘルメット着用率を向上させることを目的とする。

## 3 業務期間及び委託料上限額

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

委託上限額：3,844,000円(消費税及び地方消費税を含む)

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含む。

## 4 業務内容

本業務は次に掲げる内容とする。

### (1) 実施計画の作成

千葉県内54市町村において自転車乗車用ヘルメット着用率調査を実施するための実施場所の選定及び実施日等を整理した実施計画書を作成し、実施場所の選定方法及び実施体制について提案すること

#### ア 実施箇所

千葉県内54市町村の主要駅の周辺で1市町村1箇所を選定し、計54箇所を提案すること。(適当な駅が無い場合においては、自転車利用者が多いショッピングセンターや商店街、スーパーなどを選定すること)

※なお、受託者決定後、調査場所の一部を県と協議の上、変更する場合があります。

イ 実施日 : 令和8年6月～令和9年3月の平日。

ウ 実施回数 : 令和8年6月、9月、12月、令和9年3月の計4回

- エ 代替日 : 各回実施期間内に2日以上の子備日を設定。
- オ 実施時間  
1日2時間。なお、実施時間は選定箇所の特性に応じ、以下のとおりとする。
  - ・選定箇所 主要駅の場合 朝 7:00~9:00
  - ・選定箇所 ショッピングセンター等の場合 夕 14:30~16:30
- カ 実施人数: 各実施箇所にて、最低2名以上で実施すること。
- キ その他  
実施計画の作成においては、道路交通・歩行者交通に支障のないよう考慮するとともに、安全面についても考慮し、計画すること。また、調査の円滑な遂行のため、調査開始までに、実施場所における主要駅や管轄警察署等への必要な許可申請や、店舗等への事前連絡を行うこと。

## (2) 自転車乗車用ヘルメット着用率調査の実施

- 4 (1) の実施計画に基づいて、自転車乗車用ヘルメット着用率調査の実施すること。
  - ア 調査位置  
調査地点の歩行者動線または自転車通行動線を妨げない位置に調査員を配置し、自転車利用者のヘルメットの着用状況が確認できる場所にて調査すること。
  - イ 対象となる自転車利用者の定義
    - (ア) 自転車で走行している者
    - (イ) 子ども乗せ用自転車の幼児・児童も対象に含める
  - ウ ヘルメットの着用・未着用の定義
    - (ア) 着用 : 自転車乗車用ヘルメットを装着している状態
    - (イ) 未着用: 自転車乗車用ヘルメットを装着していない状態。
  - エ 実施基準
    - (ア) 気象警報(暴風・大雨・洪水等)発令時は子備日に原則延期。
    - (イ) その他天候等により安全確保が困難な場合は子備日に原則延期。  
※延期の決定は前日17:00まで(急変時は当日判断可)。
  - オ その他
    - (ア) 調査に従事する者は、反射ベストや腕章等を着用して調査を行うこと。
    - (イ) 調査を実施している旨を明示し調査を行うこと。

## (3) 調査の集計及び一覧表の提出

- 各地点の実施結果は別紙1のような報告様式(任意様式可)に記載すること。
- 調査後、各地点の実施結果(任意様式可)を仕様書別紙2報告様式にとりまとめ、調査実施月の翌月15日(閉庁日の場合は翌開庁日、3月分については令和9年3月31日まで)までに、くらし安全推進課へ、各地点の実施結果はPDF又はエクセルデータ、別紙2はエクセルデータで報告すること。
- 報告事項は各地点の実施結果(54箇所分)及び別紙2報告様式である。

#### (4) 自転車安全教育指導員等による指導・啓発の実施

着用率調査実施時に、自転車利用者に対して、自転車乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に係る指導・啓発を実施することし、効果的な指導方法及びその実施について提案すること。なお、警察庁が公表している「自転車の交通安全教育ガイドライン」を参考とすること。

なお、指導・啓発の実施に当たり、県が作成したチラシを使用することができる。使用する場合は事前に県に協議すること。必要に応じて管轄警察署と連携して実施すること。

※1 停止要請や追尾は行わず、非対立・安全第一で行うこと。

※2 指導・啓発に対する自転車利用者の主な反応を各地点の実施結果(任意様式)に記録すること。

#### (5) 関係機関への許可・連絡手続き

ア 駅構内または駅前広場等で調査を行う場合は、必要に応じ鉄道事業者または駅管理者へ必要な届出を行うこと。

イ 商業施設、駐輪場等で調査を行う場合は、必要に応じ施設管理者と協議すること。

ウ 道路上または歩道での調査となる場合は、必要に応じ道路管理者等と協議すること。

エ 必要に応じ管轄警察署への許可申請を行うこと。

オ いずれの申請等の手続きは受託者の負担で行うものとする。

### 5 法令遵守及び安全管理

#### (1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

#### (2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。事故発生時は、速やかに県へ連絡すること。

#### (3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

#### (4) その他

調査及び交通安全教育指導・啓発に従事する者は、反射ベストや反射腕章等を着用すること。

また、調査の実施は交通障害を生じさせない位置で行うこと。

## 6 業務完了報告書の提出

受託者は、3に記載の全ての業務の完了後、本業務委託に係る報告書を令和9年3月31日（水）までに千葉県環境生活部くらし安全推進課に提出すること。

## 7 留意事項及びその他

- (1) 本業務の遂行に当たり、市町村担当職員と調整が必要な場合は随時行うこと。
- (2) 委託者は、業務完了前であっても、受託者に中間報告を求めることができるものとする。
- (3) 委託契約書及び本仕様書に定めがない事項について疑義が生じたとき、また、別に定めるべき事項が生じたときは、委託者と受託者の両者協議の上、定めるものとする。

## 各地点調査結果報告書

報告日	
実施場所	
実施日時	
天候	
従事人数	
自転車利用者	
ヘルメット着用者数	
ヘルメット未着用者数	
交通安全教育 指導・啓発 の実施状況等	

